

高齢期の住まいガイド



住み慣れた地域や自らが望む場で
安心して暮らすために



Colors, Future!

川崎市

はじめに

本市の高齢者人口は、年々増加を続け、令和6年10月1日時点で32万人となり、市の人口の約5人に1人が高齢者となっています。

今後、令和8（2026）年度には、高齢者人口は34万人を超え、高齢化率は21.7%に達する見込みで、本市においても「超高齢社会」が到来します。

こうした状況を踏まえ、本市では、令和6年度から8年度までの3年間の計画である「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～かわさきいきいき長寿プラン」を策定しました。その中では、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざす「地域包括ケアシステム」の構築を進め、高齢者の多様な居住環境の実現に向けた施策の方向性を示しています。

地域包括ケアシステムの構築に向けては、高齢者の居住ニーズや地域特性に応じた住宅の供給促進や、「住まい」や「住まい方」の選択・決定を支援するための情報発信を行うほか、在宅生活が困難な方のため、特別養護老人ホームをはじめとした施設系サービスや、認知症高齢者グループホームなどの居住系サービスの整備に取り組むこととしております。

このガイドブックは、高齢者の皆さんの暮らしを支援するため、「住まい」や「住まい方」の選択について、「今の自宅で暮らす」、「住み替えについて相談する」、「介護が必要になったとき」に大別し、それぞれに関連する制度の説明や相談窓口を御案内するとともに、新たな住まいに関する情報を追加した冊子としてわかりやすくまとめましたので、高齢期の住まいに関してお知りになりたいことがあるときなどに、広くご活用ください。

令和7年4月

高齢期の住まいガイド(目次)

1. 高齢期の住まいを選択する前に

住まい選択の整理ポイント	1
住まい選択の整理シート	2

2. 高齢期の多様な住まいやサービス(制度)を探す

高齢期の住まいやサービス(制度)を探すフロー図	3
高齢期の住まいのイメージ図	5

3. 今の自宅で暮らす

相談窓口一覧	6
在宅サービス	
○住宅改修	7
○福祉用具のレンタル・購入	9
○住まいアドバイザー派遣制度	11
○川崎市マンション段差解消工事等費用助成制度	13
○高齢者等緊急通報システム事業	15

4. 住み替えについて相談する

相談窓口一覧	17
事業・制度	
○川崎市居住支援制度	19
○マイホーム借上げ制度	21
○神奈川県あんしん賃貸支援事業	23
住まい	
○サービス付き高齢者向け住宅	25
○高齢者向け優良賃貸住宅	27
○シルバーハウジング	29
○住宅型有料老人ホーム	31
○福祉住宅	33
○軽費老人ホーム(ケアハウス)	35
○養護老人ホーム	37
○グループリビング	39

5. 介護が必要になったとき

在宅サービス	
○介護保険の在宅系サービス利用の流れ	41
○介護保険の在宅系サービス一覧	43
住まい	
○介護付有料老人ホーム	47
○認知症高齢者グループホーム	49
○特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	51
○介護老人保健施設	53

6. 区役所等・地域包括支援センター一覧

ご案内



本ガイド各ページの記載内容は令和4年4月現在のものであり、今後の法令改正や設備更新などにより変更される場合があります。また基本的なサービスについて次のアイコンで表示していますが、これらはイメージであり、実際のサービス提供の形態などは住宅や施設、サービスなどにより異なります。

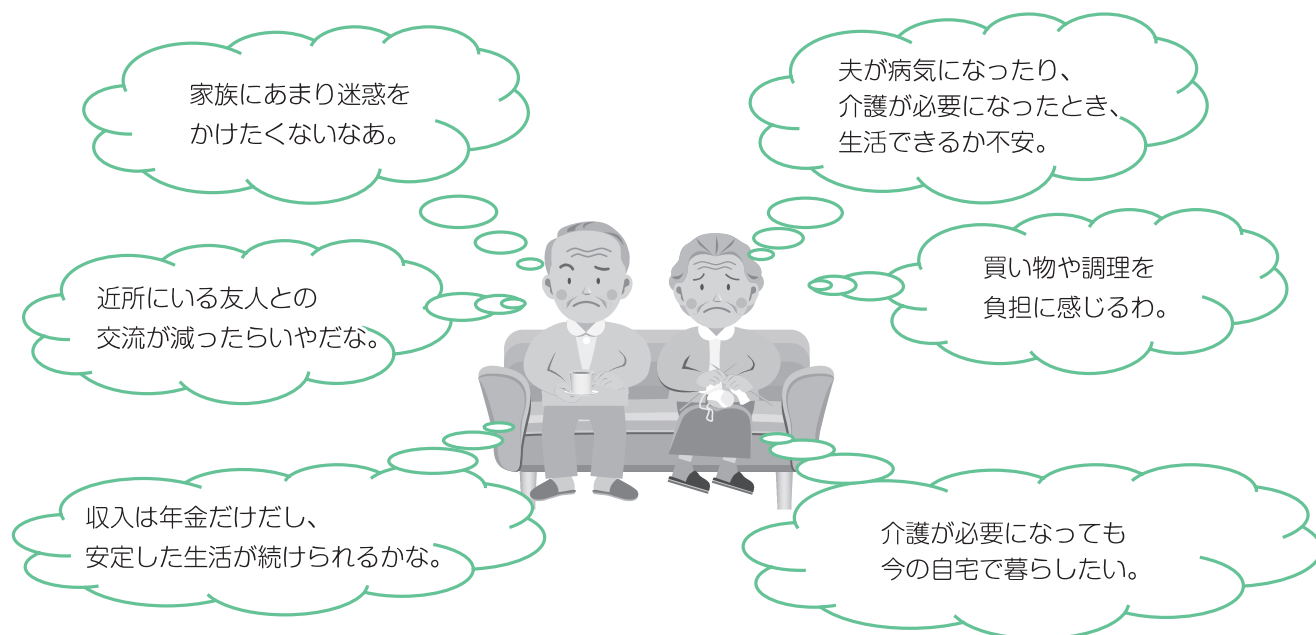
住まい選択の整理ポイント

今あなたは、どのような暮らしをしていますか？また、今後どのような暮らしを望みますか？

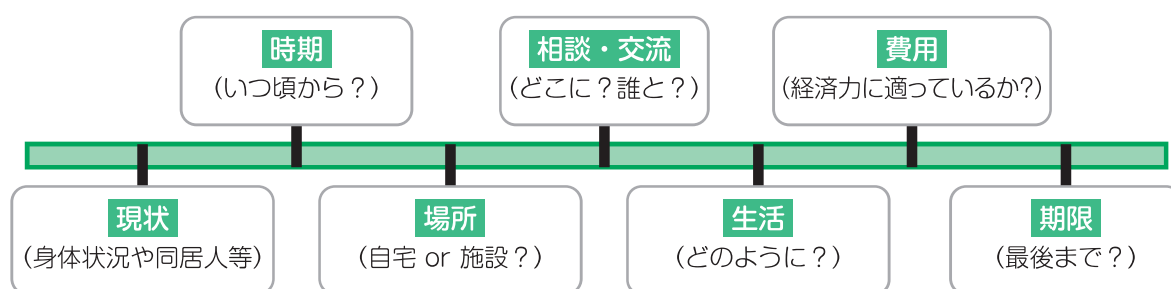
住まいの選択は一人ひとり異なります。生活基盤としての住まいを確保するとともに、自らのライフスタイルに合った住まい方を実現するため、いつ、どこで、どのように暮らしたいか、将来の希望や身体状況、経済状況などを整理しておくことが大切です。

1

高齢期の住まいを選択する前に



<主な整理ポイント>



この「高齢期の住まいガイド」は、住まいの確保や、自らのライフスタイルに合った「住まい方」の実現に向けて、皆さまをサポートします！



まずは、次ページのシートで、身体状況や、望む暮らし方などについて整理してみましょう！

住まい選択の整理シート

<身体状況>

①	本人	☐ 自立	☐ 要支援()	☐ 要介護()	
	配偶者	☐ 自立	☐ 要支援()	☐ 要介護()	
②	現在、支援(介助)が必要なことがあれば、チェック(✓)を入れてください。				
	☐ 入浴	☐ 移動(移乗)	☐ 食事	☐ 着脱衣	☐ 買い物
③	☐ 排せつ	☐ 薬の内服	☐ 金銭管理	☐ 調理	☐ その他()
	現在、医療的処置が必要なことがあれば、チェック(✓)を入れてください。				
	☐ 在宅酸素	☐ 人工透析	☐ インスリン注射	☐ その他()	

<経済状況>

④	<資産状況>		<収入状況>	
	現預金(約)円	年金(約)円/月		
	不動産(約)円	給与(約)円/月		
	その他(約)円	その他(約)円/月		
⑤	<1か月の生活費> (約)円			

<現在の住まいの環境>

⑥	☐ 持ち家	☐ 借家	☐ その他()	同居人(有・無)		
	使いにくいと感じるところに、チェック(✓)を入れてください。					
	☐ 階段	☐ 浴槽・浴室	☐ トイレ	☐ 台所	☐ 玄関	☐ 洗面所
	☐ 居室	☐ 廊下	☐ その他()			

<不安や困りごと>

⑦	現在、当てはまる不安や困りごとがあればチェック(✓)を入れてください。	
	☐ 身体が衰えて日常生活に不都合があること	
	☐ 発作などの緊急時に救急車を呼ぶこと	
	☐ 家族が近くにおらず、困りごとの相談先がないこと	
	☐ 毎日の食事のため、買い物や調理をすること	
	☐ 友人や地域との交流が減って孤独に感じる	
	☐ その他()	

<将来の希望>

①～⑦の状況を踏まえ、今の希望に当てはまるものにチェック(✓)を入れ、可能な限り、時期や予算などを記入してください。

⑧	☐ 今の自宅で暮らし続けたい
	・時期(いつまで)
	☐ 高齢者向けの住まいに住み替えて、自立した生活を当面続けたい
	・時期(いつから) ・予算(約)万円 ・持ち家の処分(売却/賃貸)
	☐ 介護が必要なため、介護施設に住み替えるほうが安心である
	・時期(いつから) ・予算(約)万円 ・持ち家の処分(売却/賃貸)

相談先は、後ろページに記載の相談窓口をご覧ください。

1

高齢期の住まいを選択する前に

高齢期の住まいやサービス(制度)を探すフロー図

ご自分にあてはまるのは、どの住まいやサービスですか？探してみましょう！

(このフロー図は、住まいやサービスを探す上での大まかな目安です。対象要件などは詳細のページをご確認ください。)

今の自宅で暮らし続けたい

サービスを利用する

- その他の介護保険の在宅サービス(43ページ)
- 高齢者等緊急通報システム事業(15ページ)
- 福祉用具のレンタル・購入(9ページ)

自宅をリフォームする

- マンション段差解消工事等費用助成制度(13ページ)
- 住まいアドバイザー派遣制度(11ページ)
- 住宅改修(7ページ)

高齢者向けの住まいに組み替えて、自立した生活を当面続けたい

費用を抑えたい

- 高齡者向け優良賃貸住宅(27ページ)
- シルバーハウジング(29ページ)
- 福祉住宅(33ページ)

設備やサービスを重視したい

- 住宅型有料老人ホーム(31ページ)
- サービス付き高齢者向け住宅(25ページ)

- グループリビング(39ページ)
- 養護老人ホーム(37ページ)
- 軽費老人ホーム(ケアハウス)(35ページ)



介護が必要なため、介護施設に住み替えるほうが安心である

その他(民間住宅から探す、マイホームの活用など)

設備やサービスを重視したい

認知症の症状がある

要介護度が高い(原則、要介護3以上)

在宅復帰を目指す

○神奈川県あんしん賃貸支援事業(23ページ)
○マイホーム借上げ制度(21ページ)
○川崎市居住支援制度(19ページ)

○介護付有料老人ホーム(47ページ)

○認知症高齢者グループホーム(49ページ)

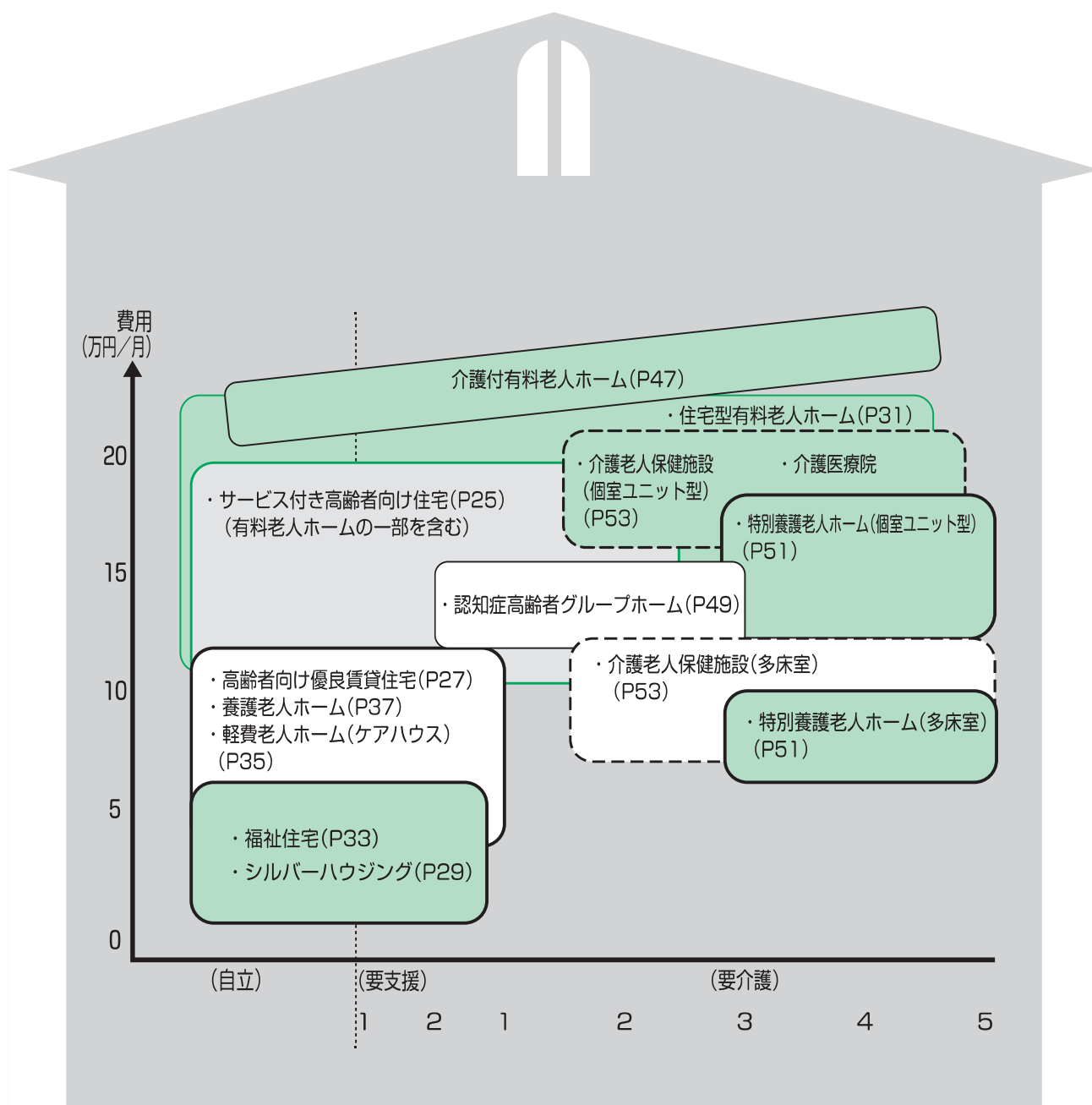
○特別養護老人ホーム(51ページ)

○介護老人保健施設(53ページ)

高齢期の住まいのイメージ図

2

高齢期の多様な住まいやサービス(制度)を探す



(注1) この図は費用負担や身体状況の視点から各住まいがどの辺りに位置しているかをイメージしていただくためのおおまかな目安であり、厳密には図のとおりではない部分もあります。必ず詳細ページをご確認ください。

(注2) 費用負担や身体状況の視点で表示するため、重ねて表示しています。

相談窓口一覧

今の自宅で暮らすときの住まいに関する相談窓口です。

主な相談内容 ※【 】内は事業・制度の紹介ページです	相談窓口	連絡先
住宅改修の相談 【P7】	各区役所	P55に記載するお住まいの地域の(1)②にお問い合わせください。 また、担当のケアマネジャーにも相談してください。
	地域包括支援センター	P56から記載するセンター一覧をご覧ください。 また、担当のケアマネジャーにも相談してください。
福祉用具のレンタル・購入の相談 【P9】	各区役所	P55に記載するお住まいの地域の(1)②にお問い合わせください。 また、担当のケアマネジャーにも相談してください。
	地域包括支援センター	P56から記載するセンター一覧をご覧ください。 また、担当のケアマネジャーにも相談してください。
住まいアドバイザー派遣制度（住宅アドバイザー、マンション管理アドバイザー） 【P11】	川崎市住宅供給公社 ハウジングサロン	044-874-0180
川崎市マンション段差解消工事等 費用助成制度 【P13】	まちづくり局住宅整備推進課	044-200-2996
高齢者等緊急通報システム事業 【P15】	地域包括支援センター	P56から記載するセンター一覧 をご覧ください。
失業等による家賃滞納、生活困窮の 相談	だいJOBセンター （川崎市生活自立・ 仕事相談センター）	044-245-5120

※事業・制度利用の要件等については、紹介ページに詳細が記載されていますので、あらかじめご確認ください。

※だいJOBセンター（川崎市生活自立・仕事相談センター）の連絡先は、平日10:00～18:00です。
その他の連絡先の時間帯は、詳細ページをご覧ください。

3

今の自宅で暮らす

住宅を改修した際に、費用の一部が支給される制度です

●住宅改修

基本的なサービス



<概要>

住宅改修は、住宅の改修にかかった費用の9割から7割を「住宅改修費」として、介護保険により、払い戻しを受けることができる制度です。

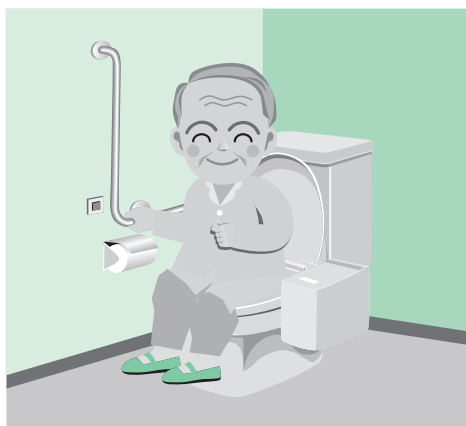
<対象者>

要介護・要支援認定申請を行い、要支援1～2・要介護1～5と認定された方の介護保険被保険者証記載の住所で、現に居住している住宅が対象です。

<主なサービス内容>

- ・手すりの取付け
- ・段差の解消
- ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ・引き戸等への扉の取替え
- ・洋式便器等への便器の取替え
- ・その他、上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

※要介護・要支援高齢者の心身の状況と住宅の状況などから、住宅改修が必要と認められる場合に対象とします。



<費用>

- ・20万円を上限とし、実際にかかった費用の1割から3割を自己負担いただきます。
- ・1回の改修で上限額まで使い切らずに数回に分けて利用することも可能です。
- ・住宅改修費の支給については、45ページのコラムを参照してください。

<Q&A>

Q 要介護・要支援の認定を受ける前に住宅改修を行ったのですが、支給の対象になりますか？

A 要介護・要支援認定の申請前に住宅改修を行った場合には、支給対象外です。申請中に改修した場合は、認定結果が出てから住宅改修費を支給します（認定結果が非該当の場合は支給できません。）。

Q 改修費が支給額の上限である20万円を超えた場合は、支給してもらえるのでしょうか？

A 20万円を超える額の住宅改修をした場合、20万円を超えた部分は全額自己負担いただきます。

Q 住宅改修を行った後、引っ越しをしました。引っ越し先で住宅改修をした場合、再度支給してもらえるのでしょうか。

A はい。転居して住所が変わった場合、再度20万円を上限として支給します。

<申請方法>

担当のケアマネジャー、または各区役所高齢・障害課窓口までご相談ください。



川崎市では、介護保険制度の住宅改修の助成対象とならない浴槽の交換や階段昇降機等の工事に対して、「川崎市高齢者住宅改造費助成事業」を設けて助成をしています。

対象者は要介護・要支援認定において要支援以上の認定を受けた65歳以上の方で、心身の状況により工事が必要と認められた方です。工事着手前に相談・申請が必要です。

詳しくは、各区役所高齢・障害課にお問い合わせください。

介護保険を使って、福祉用具をレンタル・購入できるサービスです

●福祉用具のレンタル・購入

基本的なサービス



<概要>

福祉用具のレンタル・購入は、利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るためのサービスです。レンタルが一般的ですが、入浴や排せつに用いる用具や、使用により形態・品質が変化するなど、その用途がレンタルになじまない用具を使いたい場合は、購入する必要があります。

<対象者>

要介護・要支援認定申請を行い、要支援1～2・要介護1～5と認定された方が対象です。ただし、要介護・要支援の度合いによっては、利用者の状態から想定しにくい一部種目について、原則として介護保険でレンタルすることができません。

<レンタル・購入できる種目>

川崎市から指定を受けている事業者からレンタル・購入した場合に限ります。

レンタル対象種目	
① 車いす、車いす付属品	左の種目のうち、①、②、③、⑥、⑦は要支援1・2、要介護1の方は原則利用できません。 左の種目のうち、⑧は要介護3以下の方は原則利用できません。
② 特殊寝台、特殊寝台付属品	
③ 床ずれ防止用具、体位変換機	
④ 手すり、スロープ	
⑤ 歩行補助つえ、歩行器	
⑥ 認知症老人徘徊感知器	
⑦ 移動用リフト	
⑧ 自動排泄処理装置	

購入対象種目	
① 腰掛便座	⑥ 排泄予測支援機器
② 自動排泄処理装置の交換可能部品	⑦ スロープ（貸与との選択制）
③ 入浴補助用具	⑧ 歩行器（貸与との選択制）
④ 簡易浴槽	⑨ 歩行補助つえ（貸与との選択制）
⑤ 移動用リフトのつり具の部分	

<費用>

- ・消費税を含め、現に要した費用のうち、1割から3割を自己負担いただきます。
- ・購入費の支給については、45ページのコラムを参照してください。

<Q&A>

Q 要介護1ですが、特に足の力が衰えてきて歩行が困難になっています。介護保険を利用した車いすのレンタルはできないのでしょうか？

A 要介護1の場合、車いすのレンタルは、原則として介護保険の支給対象ではありません。ただし、車いすを含めた要介護・要支援の度合いにより利用できない種目について、身体状況等から例外的に対象となる場合があります。詳しくは担当のケアマネジャーにご相談ください。

Q 複数の用具をレンタルまたは購入することはできますか？

A はい。身体状況等から必要である場合は、レンタル・購入することができます。ただし、購入の場合の上限額は年度（4月から翌年3月）当たり、10万円までですのでご注意ください。

Q 10万円以上する福祉用具を購入したのですが、費用負担はどのようになりますか？

A 10万円を超える福祉用具を購入した場合は、10万円のうちの1割から3割と、10万円を超えた部分の費用について自己負担いただきます。

例 12万円の福祉用具を購入した場合で利用者負担割合が1割負担の方
⇒ 10万円のうちの1割である1万円と10万円を超えた2万円を御負担いただきます。

<申請方法>

担当のケアマネジャー、または各区役所高齢・障害課窓口までご相談ください。



バリアフリー工事の進め方などの相談に応じる制度です

●住まいアドバイザー派遣制度

基本的なサービス



<概要>

住まいアドバイザー派遣制度は、一級建築士等の専門家アドバイザーを無料で派遣し、住宅のバリアフリー工事の進め方や工事に伴うトラブルなどの相談に対応します。良質な住宅ストックと住環境の形成により、住み慣れた自宅での居住継続を図るための制度です。

<条件>

相談内容に応じて、アドバイザーを派遣することができるか判断する必要があるため、原則、窓口での相談対応後、現地確認が必要と判断された場合に住まいアドバイザーを派遣します。

<主なサービス内容>

- ① 住宅アドバイザー
住宅に関する様々な疑問にお答えし、アドバイスします。
- ② マンション管理アドバイザー
分譲マンションにお住まいの方々や管理組合の役員の方々のマンション管理相談に応じます。



<費用>

- ・無料。(派遣回数には限度あり)

<Q&A>

Q 住宅アドバイザーには、具体的にどのような内容を相談できますか？

A 住宅(分譲マンションの専有部分も含む)のバリアフリー改修(段差解消、手すりの設置)、その他リフォーム(住宅の耐震診断や耐震改修、省エネ改修など)、工事後の不具合などに関する相談ができます。

Q マンション管理アドバイザーには、具体的にどのような内容を相談できますか？

A 管理組合の運営、管理規約、長期修繕計画、修繕積立金等に関することが相談できます。

Q 実際にアドバイザー派遣の手続きはどのようにすればよいですか？

A 下記の相談窓口にご相談にお越しいただき、アドバイザー派遣が必要と判断された場合は、派遣することができます。なお、相談は電話予約が必要となります。

Q 諸事情により、相談窓口に行けない場合は、どのようにすればよいですか？また、その場合アドバイザーを派遣してもらえますか？

A 住宅のリフォームやマンション管理に関することは、電話やメールでも相談を受け付けておりますので、下記の窓口までご相談ください。

また、アドバイザー派遣は、原則として、窓口での相談対応後、現地確認が必要と判断された場合に派遣できるものですが、相談内容等によっては、窓口相談を経なくとも派遣できる場合もありますので、詳しくは窓口までご相談ください。

<お問い合わせ>

【相談窓口】川崎市住宅供給公社ハウジングサロン(予約制)

電話 044-874-0180

火曜～土曜日(祝日及び年末年始は休み)

9:00～12:00 13:00～16:00

マンションの共用廊下等の手すり工事等の費用助成です

●川崎市マンション段差解消工事等費用助成制度

基本的なサービス



<概要>

川崎市マンション段差解消工事等費用助成制度は、誰もが使いやすい良質なマンションストックの形成を図るため、既存分譲マンションの共用部分の敷地内通路、外部出入口、廊下、階段において、傾斜路、手すり等の段差解消工事等を実施する場合に、その工事に要する費用の一部について助成を行うものです。

3

今の自宅で暮らす

<対象となる分譲マンション>

- (1)鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄骨造のもの
- (2)住宅の戸数が、原則として6以上のもの
- (3)複合用途のマンションの場合、住宅部分の床面積の合計が、全床面積の3分の2以上のもの
- (4)建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認済証の交付を受け、かつ、検査済証の交付を受けていること
- (5)管理組合の総会で、段差解消工事等を実施することの決議がされていること
- (6)原則として、過去に当助成制度に基づく助成を受けていないこと（2回目以降でも助成の対象となる場合がありますので、事前に御相談ください。）
- (7)川崎市マンション管理組合登録制度に管理組合が登録されているもの

<申請者>

管理組合の理事長名で申請します（助成金の交付申請時は総会の決議が必要です。）。

<助成金の額>

- ・段差解消工事等に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に3分の1を乗じて得た額（千円未満切捨て）。
- ・ただし、住戸数に10,000円を乗じて得た額及び予算の範囲内を限度とします。



＜対象となる工事と基準＞

1 傾斜路（スロープ）

- ・有効幅員は、120cm以上とすること。
- ・傾斜路のこう配は、12分の1以下とすること。
- ・高低差75cmを越える場合は、その高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。
- ・高低差が30cm以上の場合は、手すりを設けること。

※その他諸条件があります。

2 車いす使用者用特殊構造昇降機

法令等に適合した専ら車いす使用者の利用に供するものとします。

3 手すり

- ・床仕上げ面から手すりの高さは、原則として2段の場合は上段概ね75cm以上から85cm程度、下段概ね60cmから65cm程度とし、1段の場合は、概ね75cmから85cm程度とすること。
- ・高低差16cm以上ある傾斜路に設置する工事
- ・屋上、機械室への階段等の住戸の出入りに使用しない場所に設置する工事は助成対象外とします。ただし、集会室や避難場所に指定されている場所等に設置する工事は助成対象とします。

※その他諸条件があります。

＜Q&A＞

Q 更新（手すりの交換など）の場合も助成の対象になりますか？

A 新規に設置する場合は助成対象になりますが、更新（手すりの交換など）の場合は助成対象外です。

Q 市の費用助成費の予算上限はありますか？

A はい。予算額に達した時点で、事業計画書の受付を終了させていただきます。詳細は、市ホームページや下記にご確認ください。

＜お問い合わせ＞

まちづくり局住宅整備推進課

電 話 044-200-2996（平日8：30～17：15）

FAX 044-200-3970

ひとり暮らし等の高齢者に緊急時の連絡体制を確保します

●高齢者等緊急通報システム事業

基本的なサービス



<概要>

ひとり暮らし等の高齢者等に、持ち運びに便利な携帯型端末をお貸しすることで、発作が起きたとき等に備え、緊急時の連絡体制を確保し、安全・安心な生活を過ごせるように支援します。

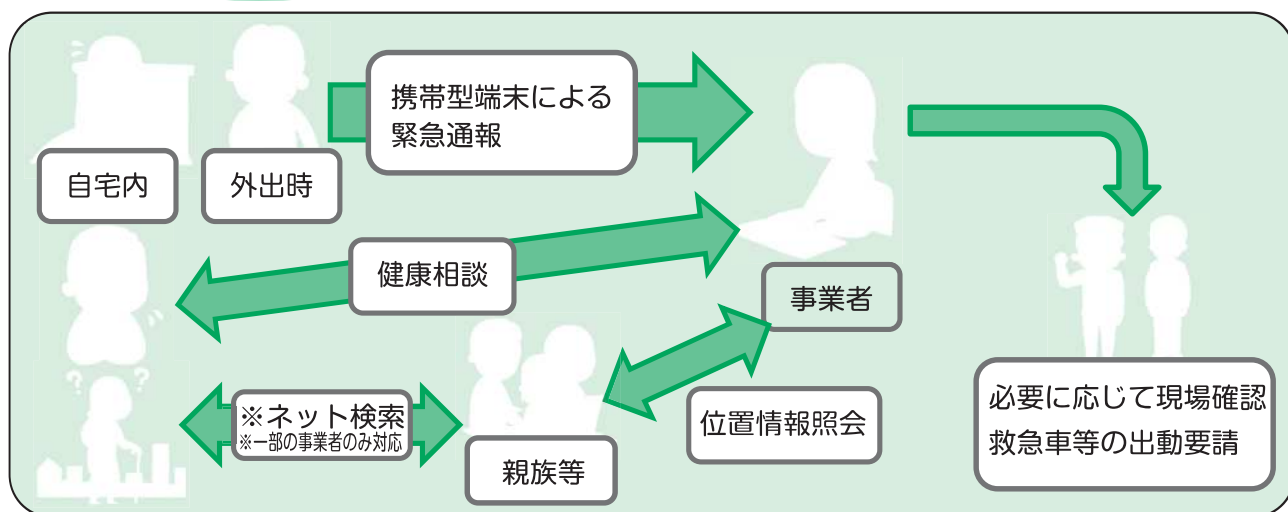
<対象者>

- (1) 65歳以上の在宅高齢者で、心臓疾患、高血圧等の慢性疾患等のため、日常生活に注意を要する方であり、次の①～④のいずれかに該当し、端末貸与が必要と認められる方
 - ① ひとり暮らしの方
 - ② 同居人が日中不在・重度の要介護者等の方
 - ③ 同居人が65歳以上で心臓疾患等の慢性疾患等のため、日常生活に注意を要する方
 - ④ 同居人が下記(3)の要件いずれかを満たす方
- (2) 75歳以上のひとり暮らしの方であり、端末貸与が必要と認められる方
- (3) 認知症による行方不明等のため生命に危険の可能性があり、次の①・②のいずれかに該当する方
 - ① 65歳以上の方
 - ② 若年性認知症で要介護度1～5と認定された方

<主なサービス内容>

- (1) 24時間365日体制で緊急時の対応を行います。また、位置情報の検索が可能で、必要に応じて事業者が現場へ駆け付けます。
- (2) 携帯型端末を通じ、事業者による健康相談が受けられます。

サービス内容のイメージ



<費用>

- ・ 所得に応じて月額 0 円～2, 070 円です。
- ・ 川崎市外への駆け付け(任意)や、端末を紛失した場合等、各事業者の定める費用がかかります。

<Q&A>

Q 対象者の要件である「日常生活に注意を要する方」とはどのような方ですか？

A 「日常生活に注意を要する方」とは、発作等で生命に関わる容態の急変が予測され、発作等が起きた場合に自力で救急車を呼ぶことが困難であり、緊急通報システムを利用して救急車出動の対応が必要と考えられる方です。

Q サービス付き高齢者向け住宅に住んでいる場合でも、このサービスを利用できますか？

A サービス付き高齢者向け住宅にお住まいの方で、有料老人ホームと同様のサービスを受けている場合には施設とみなしますので、このサービスを利用することはできません。

<申請方法>

- ・ 地域包括支援センターで申請できます。(区役所高齢・障害課でも申請できます。) 地域包括支援センターの職員がご自宅へ訪問して、サービスの説明を行います。



携帯型端末の利用に支障がある方を対象として、自宅設置型の緊急通報システムもございます。費用は所得やサービス内容に応じて、月額 0 円～4, 580 円です。

3

今の自宅で暮らす

相談窓口一覧

住み替えるときの住まいに関する相談窓口です。

主な相談内容 ※【 】内は事業・制度の紹介ページです	相談窓口	連絡先
川崎市居住支援制度の相談 【P19】	川崎市住宅供給公社 (すまいの相談窓口)	044-244-7590
マイホーム借上げ制度の相談 【P21】		
神奈川県あんしん賃貸支援事業 の相談 【P23】	かながわ住まいまちづくり協会	045-664-6896
サービス付き高齢者向け住宅の相談 【P25】	各住宅	別冊で連絡先を掲載しています。
高齢者向け優良賃貸住宅の相談 【P27】	川崎市住宅供給公社 他	044-230-1759
シルバーハウジングの相談 【P29】	川崎市住宅供給公社	044-244-7578
住宅型有料老人ホームの相談 【P31】	各施設	別冊で連絡先を掲載しています。
福祉住宅の相談 【P33】	川崎市高齢者在宅サービス課	044-200-2677
軽費老人ホームの相談 【P35】	各施設	別冊で連絡先を掲載しています。

※制度利用の要件等については、紹介ページに詳細が記載されていますので、あらかじめご確認ください。

4

住み替えについて相談する

主な相談内容 ※【 】内は事業・制度の紹介ページです	相談窓口	連絡先
養護老人ホームの相談 【P37】	各区役所	P55に記載するお住まいの地域の③にお問い合わせてください。
グループリビングの相談 【P39】	対象施設	別冊で連絡先を掲載しています。

※制度利用の要件等については、紹介ページに詳細が記載されていますので、あらかじめご確認ください。

4

住み替えについて相談する

●川崎市居住支援制度

基本的なサービス



<概要>

川崎市居住支援制度は、アパートなどの民間賃貸住宅を借りようとする際、家賃などを支払うことができるにもかかわらず、保証人がいないことを理由に住宅を借りられない場合に、次の支援を行い、入居機会の確保と居住の安定を目的とした支援を受けることができる制度です。

- ・川崎市の指定する保証会社が、滞納家賃や退去後の原状回復費、残置家財などの処分費の金銭的な保証を行います。
- ・川崎市や支援団体などが、言葉の違いによるトラブル発生時の通訳派遣や入居者の見守りなどを行います。

<対象者>

次の①～④すべてに該当する方です。

- ① 市内に住んでいる満60歳以上の単身の方もしくは市内に住んでいる申込者が満60歳以上の世帯で、同居人が、配偶者、子、孫、兄弟または満60歳以上の親族の方
- ② 給与、年金などの安定した収入や生活保護費で家賃等の支払いができる方
- ③ 自立した生活ができる方
- ④ 原則、国内に在住している親族など緊急連絡人がいる方

<主なサービス内容>

- ① 入居保証
家賃滞納などによる契約解除等の場合、次について保証します。
 - ・滞納家賃及び付帯する遅延損害金については、家賃及び共益費の7か月分を限度とします。
 - ・退去に伴う原状回復費及び残置家具などの処分費用については、家賃及び共益費の3か月分(敷金で相殺した差額)を限度とします。
- ② 居住継続支援
制度利用者に病気、事故、入院、近隣とのトラブルなどが発生した場合は、制度利用者が安心して住みつづけられるよう、家主や協力不動産店と連携して、市の施策等により支援します。

4

住み替えについて相談する

<費用>

利用者の費用負担

- ① 月額家賃に共益費を加えた額の35%を2年分の保証料（最低保証料は10,000円）として入居時に一括して保証会社へお支払いいただきます。
- ② 2年間の特約付火災保険に加入していただきます。
「借家人賠償責任保障額」が1000万円以上
「個人賠償責任保障額」が1000万円以上

<Q&A>

Q 対象者要件の「緊急連絡人」とは連帯保証人のことですか？

A いいえ。連帯保証人とは異なり、連帯して債務を負うものではありません。原則、国内に在住している親族に緊急連絡人になっていただきます。

Q 家賃の助成はありますか？

A 家賃を助成する制度ではありません。あくまで給与、年金など安定した収入や生活保護費での家賃等の支払いができる方を対象としています。

4

<お問い合わせ>

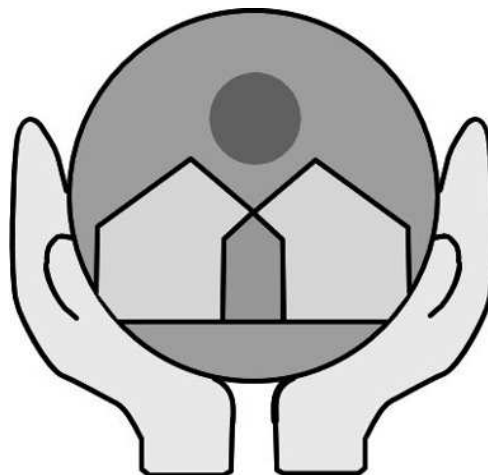
川崎市住宅供給公社（すまいの相談窓口）

電話 044-244-7590（平日8:00～12:00、13:00～17:00）

FAX 044-244-7509

住み替えについて相談する

川崎市居住支援制度



川崎市

今のマイホームを住み替えなどの資金として有効活用する制度です

●マイホーム借上げ制度

基本的なサービス



<概要>

マイホーム借上げ制度は、一般社団法人移住・住みかえ支援機構（以下、JTI）が行う制度で、住み替え後のマイホームを最長で終身にわたって借上げて転貸し、安定した賃料収入を保証する制度です。これにより自宅を売却することなく、住み替えや老後の資金として活用することができます。

<対象者>

次の①と②すべてに該当する方です。

①日本国内にある住宅をお持ちの50歳以上の方。

②住宅に一定の安定性（特に耐震性）が確保されていること。

※土地や建物に抵当権などが設定されている場合、制度の利用をお断りする場合があります。

<主な特長>

- ・ J T I がマイホームを最長で終身にわたって借上げ、安定した家賃収入が保証されます。
- ・ 1人目の入居者が決定以降は、空室が発生しても規定の賃料が保証されます。
- ・ J T I の事業は、協賛企業等からの基金や転貸賃料と支払賃料との差額から生まれる収益により独立採算で運営されていますが、万が一の場合に備え、国の予算において、（一財）高齢者住宅財団に債務保証基金が設定されており、J T I は基金の登録事業者になっています。
- ・ J T I が制度利用者に代わり責任を持って転貸します。

4

住み替えについて相談する

<費用>

- ・ 相談は無料です。

<Q&A>

Q 制度利用後にマイホームに戻ることも可能ですか？

A はい。貸した方（入居者）との契約期間が3年単位なので、マイホームに戻ることも可能です。

<お問い合わせ>

川崎市住宅供給公社（すまいの相談窓口）

電 話 044-244-7590（平日8:30～12:00、13:00～17:00）

FAX 044-244-7509

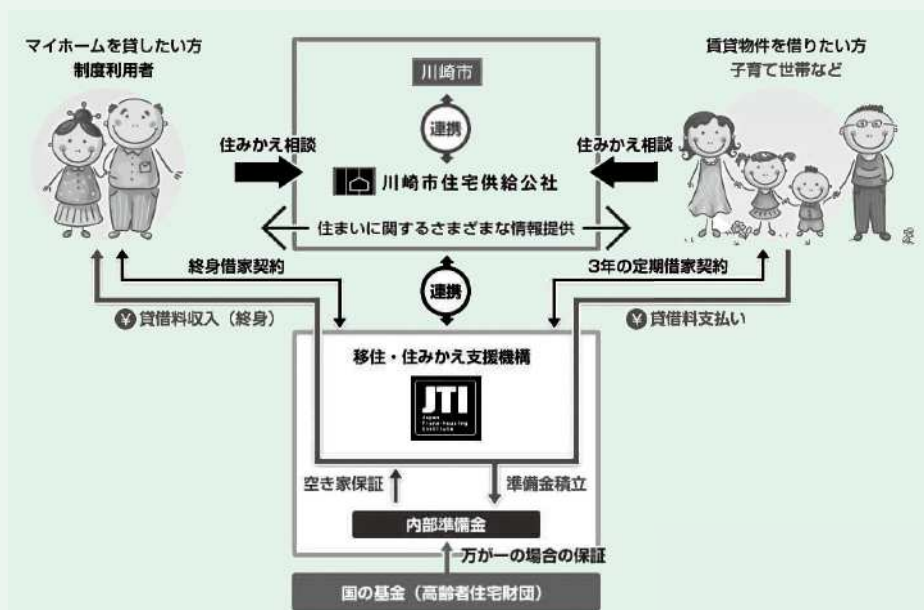
4

住み替えについて相談する

コラム

JTIの「マイホーム借上げ制度」の利用及び住み替えに関する情報提供等を実施する相談窓口を川崎市住宅供給公社に設置し、公社が皆さまとJTIの架け橋となります。

よって、「マイホーム借上げ制度」の説明だけでなく、移住・住み替え全般に対するご相談に応じます。



●神奈川県あんしん賃貸支援事業

基本的なサービス



<概要>

神奈川県あんしん賃貸支援事業では、高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を行い、公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会が運営するホームページや神奈川県が発行する情報紙（※）で公開し、高齢者の入居機会の確保を図ります。

また、住宅探しを支援する協力不動産店や支援団体の情報も、同ホームページで公開します。

※平成30年度時点

<対象者>

次の①と②すべてに該当する方です。

①家賃等の支払ができる見込みのある方。

②自立した生活ができる方。

<主なサービス内容>

- ・登録された住宅情報の提供
- ・住宅探しのサポート、相談



<費用>

- ・住まいや物件の情報提供、相談は無料です。

<Q&A>

Q どのような住宅が登録されているのですか？

A 高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯の入居を受け入れていただける民間賃貸住宅が登録されています。

Q 登録されている住宅の情報はどこで確認できますか？

A インターネットを利用される場合は、公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会のホームページで区ごとに住宅情報を確認できます。

また、神奈川県が定期的に発行している「かながわ住まいの情報紙」(※)で確認することもできます。

※平成30年度時点

<お問い合わせ>

公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会

電 話 045-664-6896 (平日9:00~17:00)

F A X 045-664-9359

お知らせ



国土交通省が実施するあんしん賃貸支援事業の終了に伴い、「あんしん賃貸ネット」は平成23年3月に終了しました。

なお、当該事業を引き継ぎましたのが「神奈川県あんしん賃貸支援事業」になります。

●サービス付き高齢者向け住宅

基本的なサービス



<住まいの概要>

サービス付き高齢者向け住宅は、バリアフリー構造で、ケアの専門家による生活相談、24時間の安否確認が提供される住宅です。

居室の床面積は25㎡以上で、原則居室内に洗面所、水洗トイレ、台所、浴室等を設置しています（ただし、台所や浴室等を共用する場合は18㎡以上となります。）。

<運営主体等>

医療法人や民間事業者が、高齢者住まい法の登録基準を満たす、サービス付き高齢者向け住宅として管理・運営しています。

<対象者>

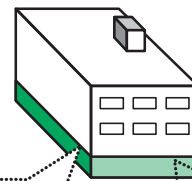
原則60歳以上の単身者、夫婦世帯です。

<主なサービス内容>

ケアの専門家による生活相談サービスと24時間の安否確認サービスを提供します。また、食事の提供、健康管理、洗濯等の家事援助、入浴等の介護など、生活支援サービスを提供できる住宅もあるので、入居者の自立度に応じて、サービスを選択することができます。

【サービス付き高齢者向け住宅】

訪問介護事業所や
デイサービスなどを
併設する場合もあり
ます。



訪問介護事業所 **併設** デイサービス

【主な登録基準】

- 入居は原則60 歳以上
- 居室の床面積は25 ㎡以上
(浴室や台所などを共用する場合は18㎡以上)
- バリアフリー構造、台所や水洗トイレなどの設置
- 安否確認、生活相談サービスを提供
- 長期入院などを理由に、一方的な変更や契約解除をしない
- 入居者が支払うのは敷金、家賃、サービス対価に限定

<費用>

- ・家賃等は、住宅により異なります。
- ・入居者が支払うのは家賃、敷金、安否確認・生活相談等のサービスの対価に限定されます。

<Q&A>

Q どのようなサービスが提供されるのですか？

A 安否確認と生活相談はすべてのサービス付き高齢者向け住宅において提供されますが、その他の生活支援や医療・介護サービスの内容は、住宅ごとに異なります。

Q 介護保険サービスを受けることはできますか？

A はい。住宅に併設された事業所や、外部の事業所から、居宅介護サービス（訪問介護やデイサービスなど）を利用できます。

<市内住宅一覧>

別冊をご覧ください。

<申込方法>

入居を希望するときは、各住宅の問い合わせ先へ直接お申込みください。

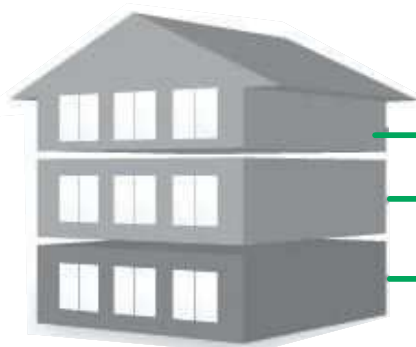
コラム

サービス付き高齢者向け住宅の制度が創設されたことにより、従来の高齢者専用賃貸住宅は国の制度としては廃止されました。

多くは人員配置や費用を見直し、サービス付き高齢者向け住宅に移行しましたが、一部の住宅は、バリアフリーかつ、日常生活に係るサービスが提供される民間賃貸住宅として存続しています。

詳細は、別冊の住宅一覧から直接管理会社にお問い合わせください。

【旧高齢者専用賃貸住宅】(例)



2・3階
賃貸住宅

1階
・ショートステイ
・デイサービス
・訪問介護
・認知症高齢者グループホーム
・地域交流スペース
・診療所等

実際は各住宅によって異なります。

収入に応じて家賃補助を一定期間受けられる公的賃貸住宅です

● 高齢者向け優良賃貸住宅

基本的なサービス



<住まいの概要>

高齢者向け優良賃貸住宅は、土地所有者の方などが建設した高齢者向けの良質な住宅を、川崎市住宅供給公社等が受託管理し、一定期間、公的賃貸住宅とするものです。

単身・夫婦世帯の高齢者の方が、安全に安心して居住できるように、バリアフリー化され、緊急通報システム・生活相談サービスを備えた賃貸住宅です。

<運営主体等>

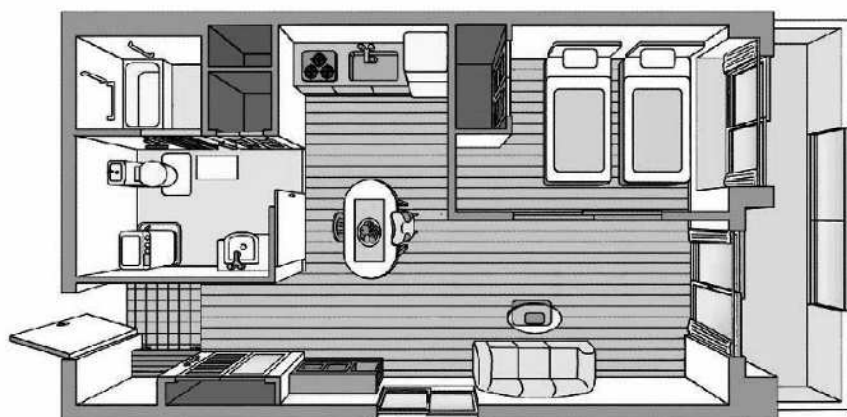
川崎市の認定を受けた事業者が住宅を建設し、川崎市住宅供給公社等が入居者の募集・管理を行っています。

<対象者>

原則60歳以上の単身者、夫婦世帯です。

<主なサービス内容>

- ・ バリアフリー構造、台所や水洗トイレなどの設置
- ・ 緊急通報システム
- ・ 生活相談サービス



【主な認定基準】

- 床面積が原則30㎡以上
- 原則として、段差のない床
- 主たる廊下幅が78cm以上
- 主たる居室の出入口幅が75cm以上
- トイレ、浴室に手すりを設置
- 緊急通報システムの設置
- 原則として、台所、水洗トイレ、収納設備、洗面設備、浴室を備えること

出典：高齢者向け優良賃貸住宅制度パンフレット(財団法人 高齢者住宅財団)

間取図はイメージですので、実際は各住宅によって異なります。また、調度品等は実際には設置されません。

<費用>

・入居者負担額

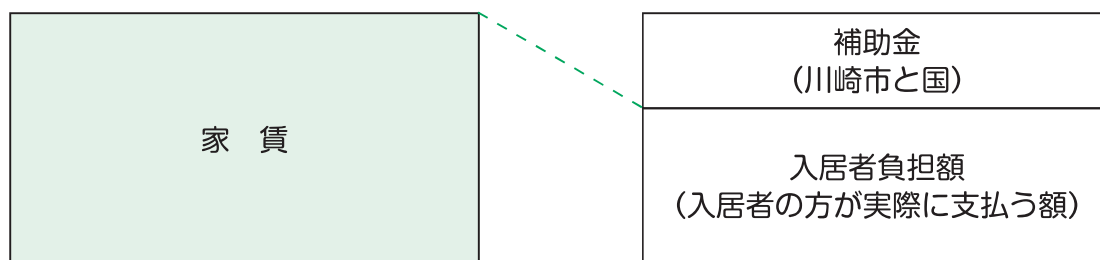
入居者負担額とは、家賃から補助金を差し引いて実際にお支払いいただく金額ですが、所得区分や住宅により異なります。

- ・礼金、更新料は不要です。
- ・敷金、共益費、緊急通報システム利用料、生活相談サービス費用の負担があります。

<Q&A>

Q 補助金はどうな仕組みですか？

A 入居者の家賃負担軽減を図るため、川崎市と国が家賃と入居者負担額の差額を補助します。川崎市と国からの補助金は、事業主に支払われます。よって、入居者は家賃から補助金を差し引いた金額を入居者負担額としてお支払いいただきます。補助の期間は、管理開始後最長20年間です。



<市内住宅一覧>

別冊をご覧ください。

<申込方法>

入居を希望するときは、電話でお申込みください。

(川崎市住宅供給公社管理営業課)

(申込専用ダイヤル) 044-230-1759

8:30~11:30 13:00~17:00

(株式会社パワーズアンリミテッド横浜支店)

045-439-0028

平日10:00~18:00

UR都市機構でも川崎市内で高齢者向け優良賃貸住宅を運営しています。問い合わせ先は別冊をご覧ください。

安心して自立した生活を送れるように配慮した公的賃貸住宅です

●シルバーハウジング

基本的なサービス



<住まいの概要>

シルバーハウジングは、高齢者の方が安心して生活が送れるよう、段差の解消、手すり、エレベータの設置など、入居者の利便性や安全性に配慮したバリアフリーの高齢者用住宅です。

また、入居者のふれあいを深めるため団らん室を設けたり、生活相談員等を派遣し、入居者の方の相談や安全確認、一時的な家事援助等の福祉サービスを行います。

<運営主体等>

川崎市が建設または所有者から借り上げ、川崎市住宅供給公社が入居者募集・管理を行っています。

<対象者>

住宅に困っている所得の低い方で、自立した生活を送ることが可能な65歳以上の高齢者（2人世帯の場合は、申込者が65歳以上で同居親族が配偶者または65歳以上の親族）です。

<主なサービス内容>

- ・緊急通報システムの設置による緊急時の対応
- ・入居者の方々の交流の場である団らん室を設置
- ・生活援助員（ライフサポートアドバイザー＝LSA）または生活相談員等を派遣（入居者の生活支援や相談サービスのため）



<緊急通報システム>

写真はイメージですので、実際は各住宅によって異なります。

<費用>

- ・家賃(住宅によって異なります)
比較的収入の少ない方が、安い家賃で住むことができる住宅です。このため、民間の住宅とは異なり、収入基準をはじめ様々な規定があります。入居している方の収入に応じて家賃が異なります。
- ・家賃とは別に、敷金、共益費、福祉サービスに関わる費用として収入に応じた金額の負担(LSA派遣負担額)などがあります。
- ・礼金・更新料は不要です。

<Q&A>

Q 生活援助員(生活相談員)等はどのような支援やサービスを提供してくれるのですか？

A ご自宅に訪問して入居者の健康状態等を確認させていただくほか、生活に関係する保健や福祉などのご相談に応じます。

Q 団らん室はどのように利用できるのですか？

A 団らん室は、入居者や地域の方々の交流の場や相談スペースとなっています。生活援助員(生活相談員)が在室している間は自由に利用できます。

Q 緊急通報システムはどのような場合に利用するのですか？

A 体調不良で急を要する場合にボタンを押すと、通報を受けた警備会社が電話や現地対応により安否確認を行います。その他、生活リズムセンサー、火災・ガスセンサーなどにより異常を感知すると、自動的に警備会社に通報されます。

<市内住宅一覧>

別冊をご覧ください。

<申込方法>

年に4回、6月、9月、12月、3月に入居者募集を行います。募集の際は「市政だより」や市ホームページなどで広報し、各区役所、出張所、行政サービスコーナー、川崎市住宅供給公社などで「入居者募集のしおり」を配布します。

入居を希望するときは、「入居者募集のしおり」に同封されている「申込書」で、郵送または直接、川崎市住宅供給公社市営住宅管理課へお申込みください。入居者は抽選により決定します。

(川崎市住宅供給公社市営住宅管理課)

電 話 044-244-7578(平日8:30~17:15)

FAX 044-223-1338

●住宅型有料老人ホーム

基本的なサービス



＜住まいの概要＞

住宅型有料老人ホームは、入居者に食事の提供、洗濯、掃除等の家事及び健康管理などのサービスが提供される住まいです。

＜運営主体等＞

運営主体に制限はなく、株式会社や医療法人、社会福祉法人等、さまざまな主体が設置・運営を行っています。

＜対象者＞

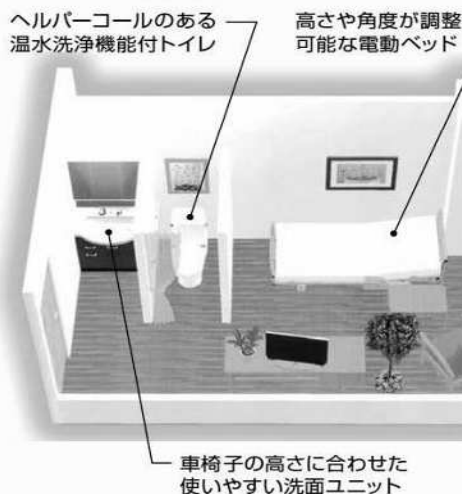
対象年齢については、各ホームで自由に設定されています。一般的に、60歳以上または65歳以上の方を対象としているホームが多く、自立・要支援または軽度の要介護状態の方が多い傾向にあります。

＜主なサービス内容＞

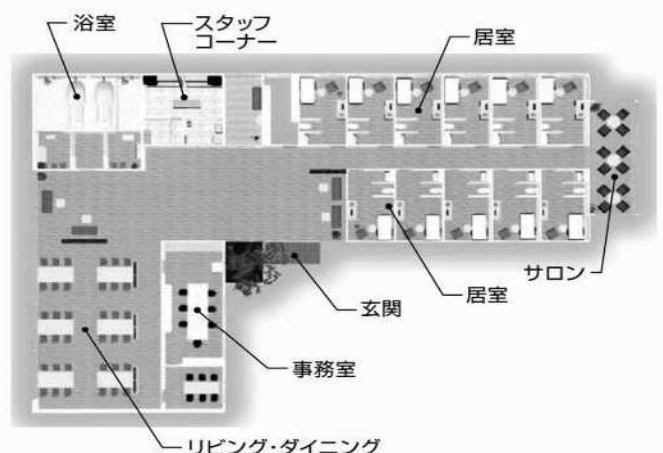
有料老人ホームは、入居施設であるだけでなく、入浴・食事の介護、洗濯・掃除等の家事、または健康管理などの日常生活に必要なサービスを提供します。ホームによって、規模、費用額、サービス内容、職員体制などが異なります。市ホームページにおいて、有料老人ホームの重要事項説明書を掲載しておりますので、ご参照ください。

また、施設によっては、介護付有料老人ホームとして、介護保険サービスを受けながら生活できる場所もあります（介護付有料老人ホームについては、P47、48をご参照ください）。

居室のイメージ



共用部分のイメージ



出典：社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国特定施設事業者協議会、一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会、高齢者住宅経営者連絡協議会の「消費者向けガイドブック」

居室又は共用部分はイメージですので、実際は各施設によって異なります。また、調度品等は実際には設置されません。

<費用>

月額利用料（家賃、食費等）は、各ホームにより異なり、おおよそ１２万円から３０万円です。

ただし、ある程度の金額を前もって一括で支払う方式の施設もあり、その場合には月額利用料が低く抑えられます。

<Q&A>

Q 住宅型有料老人ホームと介護付有料老人ホームに違いはありますか？

A 住宅型有料老人ホームでは、介護保険サービスを使う必要が生じた場合、外部の訪問介護（ホームヘルプサービス）などのサービスを使う必要があり、改めて契約をしなければならない場合があります。介護付有料老人ホームでは、介護保険サービスの利用も含めて入居時に契約をします。

<市内住宅一覧>

別冊をご覧ください。

<問い合わせ>

入居を希望するときは、入居を検討しているホームのサービス内容を確認したうえで、各ホームに直接お申込みください。

4

住み替えについて相談する

●福祉住宅

基本的なサービス



<住まいの概要>

福祉住宅は、民間アパートの取り壊し・建替えなどにより、住宅に困っているひとり暮らしの高齢者の方に、川崎市で借り上げているバリアフリーの単身高齢者用住宅を提供します。

<運営主体等>

川崎市が民間住宅を借り上げて、入居者募集・管理を行っています。

<対象者>

以下のすべてに該当する方です。

- ① 満65歳以上のひとり暮らし高齢者の方
- ② 市内に引き続き3年以上居住している方
- ③ 自炊ができるなど独立した自立生活ができる方
- ④ 現に建替え、取り壊しなどによる立ち退き要求を受けている状態にあり、住宅の確保が難しい方
- ⑤ 市民税非課税世帯の方

<主なサービス内容>

- ・ 緊急通報システムの設置による緊急時の対応
- ・ 入居者の方々の交流の場である団らん室を設置
- ・ 生活相談員等を派遣(入居者の生活支援や相談サービスのため)



<居室イメージ>



<団らん室イメージ>

写真はイメージですので、実際は各住宅によって異なります。

<費用>

- ・月額利用料 36,000円～53,700円
住宅ごとに定める金額(利用料)をお支払いいただきます。
- ・別途、共益費として月額2,000円が必要です。
- ・利用料については、一定の条件の下、減額される場合があります。
- ・敷金、礼金、更新料等は不要ですが、退去時に居室の原状回復費用を負担していただきます。

<Q&A>

Q 近隣トラブルや滞納が原因による立ち退きの場合でも入居できますか？

A いいえ。建替えや取り壊しなどの理由により立退き要求を受けている場合に限りまですので、上記のような理由では入居できません。

Q 生活相談員等はどのような支援やサービスを提供してくれるのですか？

A ご自宅に訪問して入居者の健康状態等を確認させていただくほか、生活に関係する保健や福祉などのご相談に応じます。

Q 緊急通報システムはどのような場合に利用するのですか？

A 体調不良で急を要する場合にボタンを押すと、通報を受けた警備会社が電話や現地対応により安否確認を行います。その他、生活リズムセンサー、火災・ガスセンサーなどにより異常を感知すると、自動的に警備会社に通報されます。なお、入居にあたり、必ずお一人以上は緊急時の連絡先となる方を確保していただきます。

Q 福祉住宅ではどのような行為が禁止されていますか？

A 他の入居者や近隣に対して騒音を出すなどの迷惑のかかる行為や動物の飼育、定められた場所以外での火気の使用などが禁止されています。これらの行為を行った場合には退去していただくことがあります。

<市内住宅一覧>

別冊をご覧ください。

<申込方法>

入居を希望するときは、川崎市高齢者在宅サービス課（電話 044-200-2677）へご相談ください。

● 軽費老人ホーム（ケアハウス）

基本的なサービス



<住まいの概要>

ケアハウスは、比較的低額な料金で高齢者に住まいを提供し、食事等の日常生活上必要なサービスを提供する軽費老人ホームの1つです。

家族と同居できない事情がある方を対象に、食事や生活相談等のサービスを提供し、自立した生活が確保できるよう、原則、個室で必要な支援を行う施設です。

<運営主体等>

市内の施設は、すべて社会福祉法人が設置・運営を行っています。

<対象者>

60歳以上で、身体機能の低下等により、自身で身の回りのことをするのに不安のある方で、家族から援助を受けることが困難な方が入所できます。

<主なサービス内容>

入所者のケアに配慮しつつ、自立した生活が確保できるよう食事や生活相談などの必要なサービスを提供します。

ただし、施設によっては介護保険の指定を受けている場合があり、そうした施設においては、介護保険サービスを受けながら生活できます。



写真はイメージですので、実際は各施設によって異なります。

<費用>

入所者1人1か月当たりの基本利用料は、①サービスの提供に要する費用(人件費及び管理費等事務費相当)、②生活費(食材料費及び共用部分にかかる光熱水費相当)、③居住に要する費用の合算額以下となります。収入に応じて費用が異なりますので、詳細は各施設にお問い合わせください。

<Q&A>

Q 食事や洗濯などの身の回りのことは現在できているのですが、高齢のため身体機能が低下しつつある場合は入所できますか？

A ケアハウスは、身の回りのことが自身でできることが条件となりますが、高齢などのため今後独立した生活に不安が認められる方も対象となります。

Q ケアハウスでも介護保険サービスを受けることができますか？

A 通常のケアハウスでは、介護保険サービスを使う必要が生じた場合、外部の訪問介護(ホームヘルプサービス)などのサービスを使う必要があり、改めて契約をしなければならない場合があります。

ただし、施設によっては、介護保険の指定を受けている場合があります。そうした施設においては、介護保険サービスを受けながら生活できます。

<市内施設一覧>

別冊をご覧ください。

<申込方法>

入居を希望するときは、入居を検討している施設のサービス内容を確認した上で、各施設に直接お申込みください。



家庭環境等の理由で自宅での生活ができない方の施設です

● 養護老人ホーム

基本的なサービス



<住まいの概要>

養護老人ホームは、「ご家族がいない」などの環境上の理由及び経済的な理由により、自宅で養護を受けながら生活することが難しい方に、適切な生活支援を行い、自立した生活を送っていただくための公的な福祉施設です。

利用の際には、ご本人がお住まいの区役所に申請し、要件等を審査して、入所を決定します。

<運営主体等>

市内の施設は、すべて社会福祉法人が運営を行っています。

4

<対象者>

65歳以上の方で、経済的（所得制限があります。）及び環境的な理由によって在宅において生活することが困難と認められる方。

<主なサービス内容>

入所者のケアに配慮しつつ、自立した生活が確保できるよう食事や生活相談などの必要なサービスを提供します。

ただし、施設によっては介護保険の指定を受けている場合があり、そうした施設においては、介護保険サービスを受けながら生活できます。

住み替えについて相談する



写真はイメージですので、実際は各施設によって異なります。

<費用>

費用は、ご本人や家族の収入に応じて異なります。

<Q&A>

Q 入所条件の「経済的理由」とはどのような場合ですか？

A 次のいずれかに該当していることが求められます。

- ①生活保護法による保護を受けている世帯に属すること。
- ②ご本人及びご本人の生計を維持している方の市民税所得割課税額が非課税であること。
- ③災害その他の事情により、ご本人の世帯の生活が困窮していると認められること。

Q 入所後に長期療養が必要になった場合はどうなりますか？

A 寝たきりや病気により長期療養が必要となった場合は、原則退所しなければなりません。

<市内施設一覧>

別冊をご覧ください。

<申込方法>

入所を希望するときは、各区役所高齢・障害課に申請し、要件等の審査を受けて、入所決定に基づいて入所することとなります。



●グループリビング

基本的なサービス



<住まいの概要>

グループリビングは、10名程度の少人数で共同生活する住まいです。住宅内では、お互いの自由を尊重しながら、家庭的な雰囲気です。自立した暮らしを営みます。運営者側が生活者の暮らしを一方的に決めるのではなく、生活者が自らの意見を運営に反映できる自由度の高さが特徴です。

居住者一人ひとりが社会の構成員でありつづけられるように地域や人との繋がりを促進する地域に開かれた住まいです。

<対象者>

身の回りのことができるおおむね60歳以上の方です。

<運営主体等>

特定非営利活動法人等が運営を行っています。

<費用>

- ・家賃、共益費、食材料費、家事労働費(食事作り、共用部分の清掃等)

<市内住宅一覧>

別冊をご覧ください。

<申込方法>

入居を希望するときは、入居を検討している住まいのサービス内容を確認した上で、直接お申込みください。



メモ

4

住み替えについて相談する